



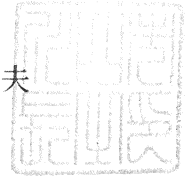
様式第5号

電子計算組織の結合に関する意見照会書

令和4年1月14日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 小森 貴浩 様

川口市長 奥ノ木 信夫



個人情報の電子計算組織による処理を行うにあたり、次のとおり市以外の者と通信回線により電子計算機の結合を行いたいので、川口市個人情報保護条例第9条第2号により、意見を求めます。

業務の名称	コンビニ交付事業
業務の概要	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍証明書、課税証明書を全国のコンビニエンスストア等で交付することで住民の利便性向上を図る。
結合先	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のLGWAN上の証明書交付センター 株式会社TKCのLGWAN上のデータセンター（※） ※J-LISの認可を受けたLGWAN-ASPサービス事業者
個人情報の内容	住民基本台帳情報（氏名、世帯主、住所、生年月日、性別、続柄、住民となった日、本籍、筆頭者、従前、転入日、住所を定めた日、届出年月日、個人番号、通称、外国人住民となった日、国籍・地域、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、在留カード等の番号、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了の日、カタカナ表記、印鑑証明書用の印影） 戸籍情報（氏名、本籍地、筆頭者、戸籍編成日、生年月日、配偶者区分、父母の氏名、養父母の氏名、続柄、出生地、届書届出日、届書届出人、届書受理地、従前戸籍、従前戸籍の筆頭者、出生・死亡・婚姻・離婚等の戸籍に関する身分事項） 税情報（氏名、住所、生年月日、課税年度、収入・所得の種類、収入・所得の金額、課税標準額、各控除額、扶養の内訳、市・県民税課税額及び非課税の記載）

対象者の範囲	川口市に住民登録しており、かつマイナンバーカードを所持している者及び同一世帯の者
電子計算組織の結合を行う理由	コンビニ交付を導入するには、システム事業者所管のデータセンターとの接続が必要なため。
個人情報の保護措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、証明発行サーバ、J-LISの証明書交付センター、コンビニ事業者間はL G W A N回線や専用回線を使用しており、データ送信時も暗号化やファイアウォールによるセキュリティ制御で外部からの不正侵入を防ぐ仕組みとなっている。 ・ 支払い・受領、全てをコンビニエンスストアの端末で行うので、他の人（他のお客様・コンビニ店員）の目には触れずに操作できる。 ・ マイナンバーカードをキオスク端末にかざし、4桁の暗証番号を入力する。カードを外すまで、証明書選択画面に移行しないため、カードの置き忘れを防止でき、証明書発行後は端末の音声やアラームでお知らせし、取り忘れを防止する。 ・ キオスク端末や証明書交付センターには、印刷した個人情報は残らない仕組みになっている。 ・ 証明書は偽造・改ざん防止処理を施して印刷されるので、不正に発行されることはない。
担当課	市民生活部 市民課 内線 14433
備考	